

久喜市告示第384号

久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める市税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下、申告等）に関する期限について、令和6年1月23日久喜市告示第40号により別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（地方税法第312条第3項第3号に掲げる法人を除く。）に係る令和6年1月1日から令和7年10月30日までに到来する申告等の期限については、令和7年10月31日とする。

令和7年9月24日

久喜市長 梅田修一

都道府県名	地域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町